

論点4

学校施設の形態と 位置に関する考え方

本日審議いただく論点

— 学校施設の形態と位置に関する考え方 —

第2次答申・方針策定に向けた論点

1 学校のあり方を検討する際の基本的な考え方(基本方針)

- 今後、小学校及び中学校の配置や施設形態等のあり方を検討する際の「基本方針(あり方検討の進め方)」を審議し、第2次方針・第2次答申の骨格とする。
- 基本的な考え方：基本方針・視点1・視点3・視点4
- 具体的な論点
 - ① 目的
 - ② 枠組み及び協議検討方式並びに基本とする考え方
 - ③ 検討主体と関係団体や関係者
 - ④ 市及び市教委の立ち位置・姿勢

2 課題を共有するための課題の明確化

- 課題意識の高い学園地域が主体的に検討を開始し、相互理解を深めるための協議を促進する観点から、学校教育面から見る課題を明確にし、検討を進める必要がある学園とその順番を定める。
- 基本的な考え方：基本方針・視点2・視点3・視点5
- 具体的な論点
 - ① 小規模教育の位置付け
 - ② 共有する課題の明確化(協議・検討開始のポイント)
 - ③ 協議・検討を開始する学園
 - ④ 協議・検討の順番

3 学園地域における協議・検討期間及び時期

- 協議・検討の順番を踏まえつつ、学園地域における標準的なボトムアップ・対話方式での協議・検討期間やそれに基づく検討時期を定める。
- 基本的な考え方：基本方針・視点2・視点5
- 具体的な論点
 - ① 学園地域における協議・検討期間及び再編する場合の準備期間の標準形
 - ② ①及び論点2の協議・検討の順番を踏まえた学園毎の検討時期

4 学校施設の形態と位置に関する考え方

- 小中一貫教育を推進する観点から、児童生徒の教育環境を整備する責務を有する市教委として望ましい施設形態を審議し、学園地域における協議・検討の一助とする。
- 基本的な考え方：基本方針・視点1・視点2・視点3
- 具体的な論点
 - ① 小中一貫教育推進、教育行政の持続可能性向上の観点から見た望ましい施設形態
 - ② 学校施設の設置位置(場所)を検討する際の考え方

論点4 学校施設の形態と位置に関する考え方

- 小中一貫教育を推進する観点から、児童生徒の教育環境を整備する責務を有する市教委として望ましい施設形態を審議し、学園地域における協議・検討の一助とする。
- 具体的な協議のポイント



ポイント①

小中一貫教育推進、教育行政の持続可能性向上の観点から見た望ましい施設形態



ポイント②

学校施設の設置位置(場所)を検討する際の考え方



論点4と5つの視点の関係性

— 論点を審議する際に念頭に置き、忘れてはいけない視点を確認するために —

	視点1	視点2	視点3	視点4	視点5
	児童生徒の教育環境の充実を最優先に考える。ただし、学校は地域の将来の担い手や支え手となる人を育てる機能を有していることにも配慮する。	個別の学校の状況だけでなく、学園内の学校全体の状況を考慮する。	保護者や地域の課題意識の高い学園や、安全面で課題があると考えられる学園を対象とする。	具体的なあり方の検討では、保護者、学校教職員、住民の代表者、教育委員会事務局の職員で構成する検討組織を組成し協議を重ねて方向性を定めていく。	教育移住の促進等の児童生徒数の維持・増加に向けた取組を地域をあげて推進することが見込める学園は、その取組の効果を考慮する。
論点1 学校のあり方を検討する際の基本的な考え方(基本方針)	①目的 ②枠組み、協議・検討方式、大切に考える考え方 ③検討主体、関係者 ④市及び市教委の姿勢		①目的 ②枠組み、協議・検討方式、大切に考える考え方	①目的 ③検討主体、関係者 ④市及び市教委の姿勢	①目的
論点2 課題を共有するための課題の明確化		①小規模教育の位置付け ②共有する課題の明確化 ③協議・検討を開始する学園 ④協議・検討の順番	①小規模教育の位置付け ②共有する課題の明確化 ③協議・検討を開始する学園 ④協議・検討の順番		①小規模教育の位置付け ②共有する課題の明確化 ③協議・検討を開始する学園 ④協議・検討の順番
論点3 学園地域における協議・検討期間及び時期	②学園毎の検討時期	①標準的協議・検討期間 ②学園毎の検討時期	①標準的協議・検討期間 ②学園毎の検討時期		②学園毎の検討時期
論点4 学校施設の形態と位置に関する考え方	①望ましい施設形態 ②学校施設の設置位置	①望ましい施設形態 ②学校施設の設置位置	①望ましい施設形態 ②学校施設の設置位置		

ポイント①

小中一貫教育推進、教育行政の
持続可能性向上の観点から見た
望ましい施設形態とは

「飯田市立小中学校の今後のあり方に関する方針～第1次～」における考え方

飯田市立小中学校の今後のあり方に関する方針～第1次～（令和6年10月 飯田市教育委員会）

「4 今後の学校のあり方としての「飯田学園構想」について」の「(3) 学園の形態」において…

現在の中学校区を構成している小中学校を、制度に基づく小中一貫校に位置付けて、9つの「学園」を形づくる。
(表省略)

各学園の施設配置形態は、現状の小中学校の施設を生かした「施設分離型」(小学校と中学校が距離的に離れている型)とし、教職員の会議や研修、小中合同授業や活動については、ICTの効果的な活用も行いながら進めることとします。将来に向けては、児童生徒数の推移や学校施設の改修・改築の必要性等を考慮し、地域の特性や意向にも配慮しながら、より小中一貫教育を進めやすい「施設一体型」(同一校舎内で、小学生と中学生が学習、生活する型)、または「施設隣接型」(同一敷地内等で小学校と中学校が隣接している型)の選択肢も含めて、施設配置の検討を行います。

小中一貫校の学校形態には、下表のとおり、現在のように6年間の教育課程の小学校と、3年間の教育課程の中学校をそのまま置いて一貫教育を行う「小中一貫型小学校・小中一貫型中学校」と、義務教育課程の一貫性をより高めて一つの9年制学校にする「義務教育学校」があり、それぞれに共通する点と異なる点があります。飯田学園構想では、「小中一貫型小学校・小中一貫型中学校」の形態で小中一貫教育を始めることとしますが、今後、「施設一体型」または「施設隣接型」の施設配置にあわせて、「義務教育学校」の選択肢も含めた研究・検討も行うこととします。

- ▶ 第2次方針策定のための基本的な考え方に基づき、第1次方針における考え方を継承する。
- ▶ その上で、学園地域における協議・検討の一助とするため、望ましい施設形態とはどのような形態かを、小中一貫教育の推進の観点、教育行政の持続可能性向上の観点から検討する。



小中一貫教育に適した学校施設のあり方

－望ましい施設形態について－

信州大学教職大学院 特任教授 山浦 貞一 氏

Memo

ポイント②

学校施設の設置位置(場所)を
検討する際の考え方

学校施設の設置位置(場所)を検討する際の考え方

－ 施設一体型又は施設隣接型とした場合 －

基本的な考え方

施設一体型又は施設隣接型とした場合の設置位置については、以下の5つの「検討の視点」に加え、市の財政状況を含めて総合的な検討を行い、飯田市及び飯田市教育委員会が判断する。

検討の視点

- 1 保護者の意見やそれを踏まえた学園地域での協議・検討の結果を尊重する。
- 2 施設管理や行財政運営の観点から、基本的には既存土地・施設の利用を前提とし、施設の機能・規模から、基本的には学園内の中学校の土地・施設の利用を想定とする。
- 3 既存施設の状況(老朽化の状況)により改築の可能性も勘案する。
- 4 改築に際しては、以降5年程度の児童生徒数の推移を想定した施設規模を勘案する。
- 5 既存土地の利用が難しい場合は、以降5年程度の児童生徒の分布、通学距離(小学生おおむね4 km、中学生おおむね6 km)及び公共交通機関の状況を勘案する。

学校施設の設置位置(場所)を検討する際の考え方

－ 小学校の再編とした場合 －

基本的な考え方

小学校の再編とした場合の設置位置については、以下の5つの「検討の視点」に加え、市の財政状況を含めて総合的な検討を行い、飯田市及び飯田市教育委員会が判断する。

検討の視点

- 1 保護者の意見やそれを踏まえた学園地域での協議・検討の結果を尊重する。
- 2 施設管理や行財政運営の観点から、基本的には既存土地・施設の利用を前提とする。
- 3 既存施設の状況(老朽化の状況)により改築の可能性も勘案する。
- 4 改築に際しては、以降5年程度の児童数の推移を想定した施設規模を勘案する。
- 5 既存土地の利用が難しい場合は、以降5年程度の児童の分布、通学距離(小学生おおむね4km)及び公共交通機関の状況を勘案する。